

令和五年 四月開始

ご自宅などの見知らぬごみ、区が回収します。

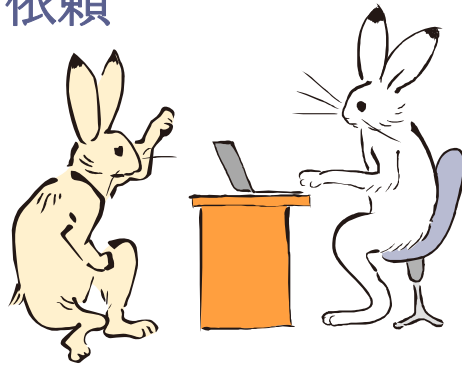
# 不法投棄対策事業

清潔できれいなまちを実現するため、区内の民有地に不法投棄されたごみを回収、処分します。

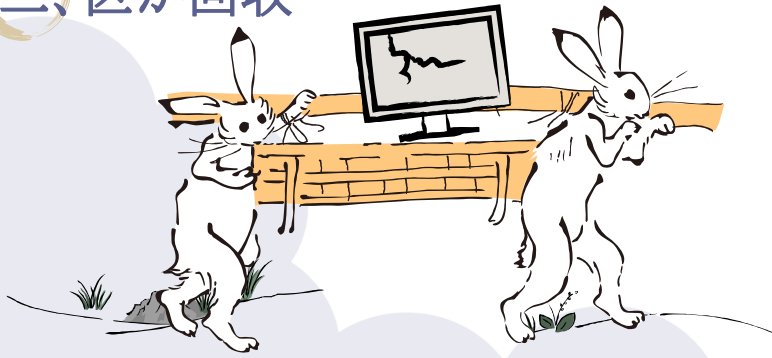
## 一、不法投棄されたら



## 二、相談・依頼



## 三、区が回収



不法投棄は**犯罪**です。  
発見した場合、警察に通報します。

### 対象場所

自らが所有、又は管理する土地であること

### 対象要件

- ✓ 本事業の同意事項に同意できること
- ✓ 現地確認に立ち会えること
- ✓ 不法投棄物に警告シールを貼付し、回収する旨、警告すること
- ✓ 再発防止策を行うこと

### 再発防止策の支援

- ✓ センサーライトの貸与
- ✓ 防犯カメラの貸与
- ✓ 不法投棄対策シールの貸与

### 申請方法・問合せ

#### 回収相談について

まずは各総合支所協働推進課協働推進係にご相談ください。

- 芝地区 ☎ 03-3578-3123
- 麻布地区 ☎ 03-5114-8802
- 赤坂地区 ☎ 03-5413-7272
- 高輪地区 ☎ 03-5421-7621
- 芝浦港南地区 ☎ 03-6400-0031

#### 事業全体について

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係

☎ 03-3578-2486

詳しくは区ホームページをご覧ください。

(URL:<https://www.city.minato.tokyo.jp/unei/kurashi/gomi/fuhotoki/index.html>)

※ 道路の違法放置物件については、各地区まちづくり課にご相談ください。

